

陳情書回答

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】[介護保険課]

介護給付費準備基金については、取り崩して第6期の介護保険料に充てています。

第6期の所得段階については、これまでの標準段階を見直し、多段階化と低所得者に対して軽減強化するよう厚生労働省から基本的な考えが示されています。当市におきましても、12段階に設定し、低所得者に対して軽減強化しています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】[介護保険課]

所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)及び第3段階(軽減特例該当者を除く)の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、市独自で保険料の20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっています。

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の生計困窮者利用者負担額の軽減措置、高齢介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療・高額介護合算制度があります。

- ③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【回答】[介護保険課]

法の改正により、市民税非課税世帯でも預貯金が一定額を超える場合は、補足給付の対象外になります。申請の際は、銀行等の口座の写しを提出していただいております。

(2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】[介護保険課]

第5期に小規模多機能施設を4箇所、平成27年4月に特別養護老人ホーム3施設(大1小2)を開所しました。第6期の計画では、特別養護老人ホーム3施設(大1小2)、小規模多機能1施設、グループホーム1施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護3施設を整備する予定です。

- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】[高年福祉課]

国が示した地域包括ケアシステムの確立にあたり、地域包括ケア圏域については、「概ね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には中学校区を目安としています。現在、当市では委託で7センター設置しており、そのうち6センターは職員数を国の基準の2倍である1センター6人～7人で配置しています。

- ③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

【回答】[高年福祉課]

新しい総合事業に対する事業費と思われませんが、費用については確定していませんが、国の方からの指示により、現行の予防給付の額が上限となっていますので、これ以上の単価とすることはできません。

④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】[介護保険課]

介護・福祉労働者の研修については、スキルアップを図るため、無料で市主催の現任介護職員研修を年6回、介護支援専門員研修を年4回、あわせて年10回開催しています。

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】[高年福祉課]

総合事業へ移行する際には、要支援者や介護保険事業所の実態を分析し計画をしていきます。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】[高年福祉課]

要支援者や介護保険事業所の実情を把握して、緩和した基準によるサービスの実施については、今後検討していきたいと考えています。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

【回答】[高年福祉課]

サービスについては、地域包括支援センターまたは委託先の居宅支援事業所が、本人や家族に意見を聞きながら、アセスメントを行い、介護予防ケアマネジメントを実施し、本人に必要なサービスを導入していきます。

エ. 総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】[高年福祉課]

現行サービスを維持しながら、要支援者や介護保険事業所の実情を把握して事業を計画していく予定です。

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】[高年福祉課]

新しい総合事業が始まった場合には、本人や家族の状況や利用したいサービスを聴き取り、要支援認定を受けるか、基本チェックリストのみで良いかを判断し、申請を受け付けることとなります。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】[高年福祉課]

介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターより居宅支援事業所に委託は可能となっておりますが、原則として1回目は地域包括支援センターが同行することとなっています。委託料は確定していませんが、国の方からの指示により、現行の予防給付の額が上限となっています。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

【回答】[介護保険課]

一宮市では、総合事業を平成29年4月より開始する予定のため、総事業費、サービスの利用方法、財政支援については、すべて未定です。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【回答】[高年福祉課]

住民助け合い活動補助金については、本事業に要する経費に対し、補助金を適切に交付し、地域福祉活動を推進することにより、地域福祉の増進を図っています。

(4) 高齢者福祉施策等の充実について

① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】[高年福祉課]

ひとり暮らしの方や病弱な高齢者世帯を対象に、病気や緊急時の迅速な対応を行うための緊急連絡通報システム事業や、高齢者の栄養補給や安否確認を行う配食サービス事業を実施しています。また、自分で家事等を行うことが困難な方に対して、軽易な生活支援サービスを行う軽度生活援助事業(ホームヘルパー派遣)を実施しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】[高年福祉課]

介護予防施策事業において、栄養改善事業・運動器の機能向上事業・口腔機能の向上事業・認知症予防事業等の各教室への参加者の送迎をマイクロバスやタクシーにより実施しています。

【回答】[地域ふれあい課交通政策室]

一宮市公共交通計画に沿って市内バス路線の利便性向上に取り組んでいます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】[高年福祉課]

高齢者の集まりの場として、「一宮市ふれあいクラブ活動支援事業」で助成し、介護予防を図っています。(平成26年度は7クラブ)

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】[建築住宅課]

一宮市営住宅は、市内36箇所に点在しています。高齢者世帯が安心して暮らせるよう既設住宅の一部住戸及び建替え住宅の全戸について、バリアフリー仕様となっております。さらに、松降・毛受・時之島の3住宅において、計9戸の車椅子対応住宅がございます。

福祉減額、所得による減免等家賃に関する制度、階段の昇降等日常生活に支障をきたす場合の住宅変更制度がありますので、条件が合えばこれらの制度を利用していただくことができます。

② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】[高年福祉課]

配食サービスについては、平成17年度より昼食を毎日実施しています。料金は、平成26年度と同額です。(個人負担額 1食当たり250円)

また、栄養改善や閉じこもりを予防するために「高齢者のための簡単料理教室」や「元気はればれ教室」を開催しています。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】[介護保険課]

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。

★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】[市民税課・介護保険課]

12月31日現在(年途中で亡くなられた場合は死亡時点)で要介護1から要介護5までの方は、翌年度に障害者控除の対象となります。障害者控除の対象範囲は、地方税法及び同施行令の規定に基づいています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】[介護保険課]

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に個別に送付しています。

2. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたずら」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】[生活福祉課]

法に基づいて適正に事務処理を行っています。

- ②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

【回答】[生活福祉課]

法に基づいて適正に事務処理を行っています。

- ③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】[関連各課]

現行では、生活保護費と連動する施策はありません。

- ★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答】[生活福祉課]

ケースワーカーの充足率は満たしています。研修・会議を定例的に開催しています。また、面接は、親切、丁寧に行うよう常に心がけています。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】[生活福祉課]

予定はありません。

- ⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してくださ

い。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】[生活福祉課]

自立相談支援事業は、平成27年度より直営で実施しています。また、生活保護制度の適用が必要な人には、生活保護の相談窓口に繋げています。

- ★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

【回答】[生活福祉課]

法に基づいて適正に事務処理を行っています。

- ★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

【回答】[生活福祉課]

該当する世帯に対し、個別に対応します。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

【回答】[生活福祉課]

法に基づいて適正に事務処理を行います。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】[納税課]

機構は、県と市町村の徴税吏員の集合体ですが、滞納整理は移管元である当市の徴税吏員が行っています。

- ★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】[納税課]

当市においても、児童手当等差押禁止財産については、差し押さえを行っていません。また、滞納の解決にあたり、納税者から滞納原因や現在の生活状況を聴取し、分割納付など納税しやすい方法を相談しています。

4. 国保の改善について

- ★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

【回答】[保険年金課]

当市の国保財政は、3年連続して単年度収支がマイナスとなっており、平成26年度ではマイナスが拡大しています。このような状況から、保険料の大幅引下げをする予定はありません。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】[保険年金課]

一般会計からの繰り入れは、基準に基づいて行います。また、国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適切に賦課すべきものと考えます。減免については、高齢者、障害者、低所得者、子ども等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しています

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】[保険年金課]

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】[保険年金課]

世帯の所得が一定以下のときは、加入者数によって平等割、均等割が減免になります。また、世帯の所得が200万円以下の場合、市独自の減免制度として加入者数にかかわらず平等割、均等割3割を減免しています。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】[保険年金課]

平成22年度から国の制度である非自発的失業者に対する減免制度が始まりました。この要件に該当しない方については、所得250万円以下の条件で、減免の判定を行います。一定以上の所得に対しては負担能力を認め、応能負担をお願いしています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】[保険年金課]

資格証明書や短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えています。ただし、70歳から74歳までの高齢受給者証対象者や福祉医療の給付対象者、高校生以下世代の子どものいる世帯などについては、資格証明書は発行していません。

また、高校生以下世代の子どものいる世帯の短期保険証については、留め置きの無いよう配慮しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】[保険年金課]

国民健康保険税の滞納者については、給付と負担の公平性の観点から、医療給付費の一部を本人の了解を得て税に充当しています。保険証の発行については、納税相談等により生活状況を把握した上で、法令等に基づいて行います。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】[保険年金課]

分納誓約を誠実に履行している世帯については、短期保険証の更新は、原則として6ヵ月後を有効期間とします。また、継続して履行している世帯は、一般の保険証を交付する方向で検討します。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】[納税課・保険年金課]

[納税課]納税相談による生活状況の聞き取りなどから、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。[保険年金課]また、公的医療保険が無いという状態にならないよう、国保の資格得喪の届出について、市広報や市ウェブサイトなどでPRをしています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】[保険年金課]

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。一部負担金の減免は、市広報や市ウェブサイトなどで周知しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】[保険年金課]

福祉医療制度につきましては、現在の制度を維持してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】[保険年金課]

子ども医療費の無料化につきましては、現在、対象年齢も含めて具体的な実施方法について検討しているところです。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】[保険年金課]

平成22年10月から精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者の医療費助成を実施しております。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【回答】[保険年金課]

一般会計の予算は、本来、市民全体のさまざまな施策のために使われるものです。一般会計からの繰入金を増やすことは、市の財政運営にも影響を与え、国保加入者以外の市民にも負担を強いることになるため、慎重に行うべきと考えます。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【回答】[子育て支援課]

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「キャリアカウンセリング」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」「ひとり親家庭高等職業訓練促進費給付金等事業」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」「母子・父子・寡婦福祉資金」等すでにいくつかの生活支援施策を行っています。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】[学校教育課]

就学援助制度の対象は、平成23年度までの認定要件に加えて、平成24年度から生活保護基準額による認定基準も設け、改定前の生活保護基準の1.2倍以下の世帯までを対象としています。制度の案内は、市広報、市ホームページのほか、全児童生徒にお知らせを配布しています。

- ★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【回答】[学校給食課]

学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、学校給食に要する経費(食材費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。現在、当市では給食費未納により給食が食べられない子どもはいません。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】[保育課]

保育実施義務を果しています。

認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、それぞれ定められた基準により保育がなされます。

- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】[子育て支援課]

2013年度より、こども家庭相談員をそれまでの2名から3名へ増員し、児童虐待対策を強化しています。虐待の早期発見、啓発については、2014年度は市作成の横断幕をiビルに設置し、広報用ディスプレイを使い児童虐待防止を呼びかけたり、福祉こども部長、次長はじめ子育て支援課職員の名札を11月の児童虐待防止月間に専用デザインのものにし、シンボルであるオレンジリボンの名札に付けたり、児童虐待防止の啓発に努めました。

スクールカウンセラーについては、すでに一宮市内の小中学校に配置しています。

- ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】[子育て支援課]

家賃補助の支援策はありませんが、子育て世帯、ひとり親世帯については、児童手当、児童扶養手当等の支援策があります。

- ⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】[健康づくり課]

妊婦健診については、妊娠届出以降14回の公費負担を行っています。

産婦健診については、生活保護や市民税非課税世帯の方へ助成制度を設けています。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】[福祉課]

障害福祉サービスは、障害者の方の一人ひとりの障害の状況や希望により作成するサービス等利用計画に基づき支給決定され、利用することができます。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【回答】[福祉課]

移動支援は、通学等の通年かつ継続的な利用は対象としていません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【回答】[福祉課]

障害者(児)における障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定められていることで、一宮市として変更することはできません。また、地域生活支援事業につきましても同様の取扱としています。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【回答】[健康づくり課]

満60歳から64歳までの方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳1級をお持ちの方、またはそれに相当する方は、1回1,000円(生活保護世帯の場合は無料)で接種できる制度を設けています。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】[福祉課]

65歳到達日の概ね3カ月前に要介護認定の申請案内を送付し、介護保険のご案内をするとともに、障害福祉サービス固有のサービス等について相談や問い合わせの案内を行っています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【回答】[福祉課]

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。ただし介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基づき障害福祉サービスをご利用頂いております。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】[福祉課]

通院時の院内介助については、医療機関での対応が困難な場合に、状況等を勘案し利用していただいています。

入院中のヘルパー派遣については、医療機関で対応すべきものであるため、ヘルパー利用の対象としておりません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】[福祉課]

基本相談や計画相談を実施する相談支援事業は、障害福祉サービスの報酬で実施される事業であり、一宮市として補助対象とすることはできません。

ただし、障害者やその家族の方からの様々な相談に対応する障害者相談支援事業や虐待ケースや困難ケースに対応する障害者基幹相談支援事業を実施し相談事業の充実を図っています。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】[健康づくり課]

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、現在、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されているので、その動向を見守りたいと思います。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】[健康づくり課]

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日より定期予防接種化されたので、任意予防接種の助成は、平成26年9月30日をもって終了しました。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】[健康づくり課]

現在、愛知県の補助制度を利用して妊娠を予定又は希望している女性で風しんに対する抗体が低い方を対象に、風しん予防接種費用の一部助成として、1回につき5,000円の助成をしています。

なお、生活保護世帯の方は、全額助成しています。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【回答】[議事調査課]

【2】1. 2. 3は、一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

以上